

千葉県病院局告示第2号

平成30年7月2日付け千葉県病院局告示第1号の一部に変更があったので、次のとおり告示します。

平成30年11月8日

千葉県病院事業管理者 齋藤 康

1 変更があった事項及びその内容

事務所名称の変更

(新) 弁護士法人大公法律事務所

(旧) 弁護士法人Eージャスティス法律事務所